

無線機をお持ちの皆さんへ

アマチュア無線の免許をお持ちの方へ

- 必ずコールサインを送信しましょう。
コールサインの送信は合法アマチュア局の証（あかし）です。コールサインの送信を励行することがアマチュアバンドから不法無線局を排除することにもつながります。
- アマチュアバンドを逸脱した電波の発射は厳禁です。
アマチュアバンド（チャンネル）を逸脱して運用している無線局は、もはやアマチュア局ではなく不法無線局です。
アマチュアバンド外では、消防、救急、鉄道、電気、ガスなど、人命や財産を守るための重要な無線通信が行われています。
アマチュアバンドを逸脱した電波の発射は厳禁です。
- アマチュア業務以外の通信は禁止です。
アマチュア局は、アマチュア業務（注）を行うことを目的とした無線局であり、同業務の範囲を越えて運用することはできません。
- 周波数（チャンネル）の独占はできません。
アマチュアバンド（チャンネル）はすべてのアマチュア局が共用しています。
特定のグループや個人がチャンネルを独占したり、他局を排除したりすることはできません。
- 周波数の使用区別を守りましょう。
異なった通信方式による混乱を避けるため、周波数の使用区別が厳格に定められています。
- 免許の有効期間は5年です。
有効期間を過ぎて設置された無線局は不法無線局となりますので注意してください。
有効期間満了後も引き続き使用する場合は、事前に再免許の手続が必要です。



注 アマチュア業務
金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。（電波法施行規則第3条第1項第15号）

パーソナル無線の免許をお持ちの方へ

- 改造無線機の設置は不法無線局となります。
チャンネル固定、通称「地下」バンドの発射、ブースター接続等による改造無線機を設置すると、免許を受けていても不法無線局となります。改造は絶対に止めましょう。

業務用無線をお使いの方へ

- 指定された呼出名称を使いましょう。
呼出名称の送信は合法無線局の証（あかし）です。
- 通信は、簡潔、明瞭に行いましょう。
- 免許の有効期間は5年です。
有効期間を過ぎて設置された無線局は不法無線局となりますので注意してください。
有効期間満了後も引き続き使用する場合は、事前に再免許の手続が必要です。
- 免許状に記載された移動範囲を守りましょう。
移動範囲を越えた運用は電波法違反です。他地域の無線局の迷惑となりますので、止めましょう。



お問合せ先

混信申告、不法無線局情報	TEL.03-6238-1939
アマチュア局申請関係	TEL.03-6238-1937
MCA無線局申請関係	TEL.03-6238-1775
パーソナル無線、簡易無線、各種業務用無線申請関係	TEL.03-6238-1785
電波利用料に関する照会（テレフォンサービス）	TEL.03-6238-1947

無線機をお持ちの皆さんへ

アマチュア無線機を持っている方へ

- アマチュア無線機を使用するには、無線従事者の免許と無線局の免許が必要です。
免許の無い方が受信のみを目的としてアマチュア無線機を使用する場合は、無線機から容易に電波が発射できないように処置してください。同様に、免許の無い方がアマチュア無線機が設置された車両を運転する場合は、アマチュア無線機とアンテナを取りはずすなどして、電波を発射できないように処置してください。
電波が容易に発射できる状態にある場合、不法無線局を開設したものとみなされる場合がありますので十分注意してください。

主な障害事例

- 警察無線、消防・救急無線、防災無線を妨害し、救助活動等の遅延を招く
- 鉄道無線を妨害し、列車の正常な運行を阻害する
- 正規のアマチュア無線に妨害を与える

パーソナル無線機を持っている方へ

- パーソナル無線機を使用するには、パーソナル無線の免許が必要です。
免許があっても、チャンネル固定、通称「地下」バンド発射への改造やブースターが付加された無線機を設置又は使用した場合は、不法無線局を開設又は運用したものととして電波法により処罰されることがあります。

主な障害事例

- 携帯電話の通話が途切れる
- 正規の業務用無線に妨害を与える

CB無線機（市民ラジオ）を持っている方へ

- CB無線機（市民ラジオ）は、日本の技術基準に適合していることを証明する“技適マーク”が貼付されたもののみ使用できます。正規のCB無線機は、アンテナと本体が一体になっていることが特徴です。
トラックなどに設置されている通称“ハイパワーCB”は日本の技術基準に適合していない設備です。

主な障害事例

- テレビ画面にしま模様が生じ、視聴に耐えない
- カーラジオに交信音が混じる
- 沿岸漁業無線を妨害し、船舶の航行を阻害する

正規のCB無線機



技適マーク

不法CB無線



関東総合通信局では
不法無線局の取締りを
強化しています！

電波を正しく使おう！

電波はテレビ・ラジオの放送や携帯電話などの身近なものから、飛行機や船舶、警察、消防・救急無線などの社会や市民生活の安全に関わるものまで、暮らしのいたるところで使われており、「電波がないと今の社会は動かない」と言えるくらい大事なものです。

不法無線局が発射する電波は、これらの電波利用に悪影響を及ぼす原因となっており、社会の混乱を招くだけでなく、人の命を危険にさらすことにもなりかねません。

不法電波は犯罪です！
絶対やめましょう!!

免許が無い場合、不法無線局を開設又は運用したものととして、電波法により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されることがあります。

お問合せ先

混信申告、不法無線局情報
テレビ、ラジオの受信障害
情報通信行政全般の相談

TEL.03-6238-1939

TEL.03-6238-1945

TEL.03-6238-1940